

平成26年度 事業計画

はじめに

日本国内の景気は安倍首相が打ち出した①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③投資を喚起する成長戦略等のアベノミクス効果により円安・株高基調を維持し、輸出産業を中心に一定の成果をあげています。

不動産業界も、本年4月からの消費税増税を前に、新築物件の駆け込み需要が昨年9月までに起き、前年と比較し売りを伸ばしている事業者もいます。

しかし、増税後の景気の動向は、なお不透明となっています。

また、昨年はホテルや百貨店、レストラン等が提供するメニュー・料理等の食品表示について、実際に使われていた食材と異なる表示が相次ぎ、表示に対する消費者の信頼が著しく損なわれる事態が生じています。

食材の偽装表示問題で、年明け早々、北海道は景品表示法に基づき道内事業者に対して、メニューに不適切な表示をしないことや、再発防止対策を実施するよう指示を出しています。

昨今は商品や役務の表示に対して消費者の目が一段と厳しくなっていることを認識し、当協議会も1年間の事業計画を作成しました。

具体的な各事業活動については以下のとおりです。

1. 総務及び相談事業

(1) 広告の事前相談及び事前チェック体制の拡充

会員事業者、賛助会員等からの広告の制作に係る事前相談及び事前チェックを受付け、公正競争規約違反行為の未然防止と広告表示の適正化の促進に努めます。

(2) 協議会のホームページの活用

昨年の5月に当協議会のホームページを立ち上げました。本年は広告相談内容について普遍化できるものについては、ホームページに掲載し、会員が広告を作成する際に参考として利用できるよう活動を強化します。

(3) 事務局職員で対応できる業務は、極力業務委託をせず経費の削減に努めます。

2. 調査指導事業

(1) 不動産広告の収集と内容のチェック

札幌市内主要地域に配置している広告物収集員及び構成団体地方支部調査員、一般消費者からの広告収集に努め、違反広告物に対し適正な処理を行います。

特に今年度は構成団体地方支部調査員の研修会を開催し、札幌以外の不動産広告のチェック体制を強化します。

- (2) 規約違反事案の迅速な処理
収集された広告物に規約違反が見られた場合には、すみやかに口頭注意措置を行い、その後文書により違反内容を連絡し、違反行為の再発防止に努めます。
- (3) 公正競争規約に基づく措置
悪質、重大な違反行為については、公正競争規約に基づき、調査指導委員会や理事会で審議し、警告、厳重警告を行うなど、公正かつ厳正な措置を講じます。
- (4) 関係官庁からの移送事案の処理
関係官庁からの会員事業者の違反広告に対する調査指導の要請を受けたときは、すみやかに調査を実施して、指導・措置を行い、その結果を報告します。
- (5) 屋外違反広告物の除却作業の実施
札幌市内の屋外違反広告物については、必要が生じた場合構成団体所属の調査指導委員及び調査員等の協力を得て、除却作業を実施し違反事業者に対し適切な指導を行います。
- (6) 関係官公庁との連携
不動産広告の適正化及び不動産業における取引の公正化を一層推進するため、消費者庁及び北海道庁建設部建築指導課をはじめ、不動産公正取引協議会連合会、全国公正取引協議会連合会との密接な連携を図り、円滑な業務の遂行を図ります。

3. 広報活動事業

- (1) 広報誌の発行及び配布
当協議会の事業内容や情報提供を図るため、広報「公取協 第71号」を発行し、加盟事業者に配布し、当協議会に対する事業内容の理解を深めます。
- (2) 「不動産の公正競争規約」及び「不動産広告ハンドブック」の配布
「不動産の公正競争規約」及び「不動産広告ハンドブック」を関係団体、加盟事業者、研修資料として配布し規約の適正な運用を図ります。
- (3) 周知用「公取協パンフレット」の活用
当協議会をより周知するため一昨年作成したパンフレットを活用し、当協議会の理解に役立てます。
- (4) 一般消費者への啓蒙
一般消費者からの相談、苦情等についても必要に応じ適切な処理と関係団体への連絡を行います。
また、全国公取協連合会で発行される一般消費者向けのパンフレットを活用し、不動産広告の啓蒙を図ります。
- (5) ホームページの積極的活用
昨年作成した当協議会オリジナルホームページを積極的に活用し、当協議会のニュースを発信し周知PRに努めます。

4. 研修事業

(1) 構成団体開催の研修会への参加

構成団体の開催する新入会員研修及び業務研修会に講師を派遣し、相談事例、表示・景品規約の説明など公正競争規約の周知徹底を図ります。

(2) 賛助会員に対する研修会の実施

適正な不動産広告の掲載を図るため公正競争規約の内容を徹底するために賛助会員の研修会を実施します。

(3) 賛助会員以外の広告会社に対する公正競争規約の勉強会の開催

札幌市内の広告会社を対象にして、適正な不動産広告の掲載を図るため公正規約の勉強会を開催し、併せて賛助会員への入会促進を積極的に働きかけます。

(4) 関係官庁等会議への参加

消費者庁及び道建築指導課主催の会議へ参加し、各団体との意見交換を通じて得た情報等を公正競争規約の運用に役立てます。

(5) 全国会議への参加

表示及び景品規約の解釈相違点等の理解を深めるため、連合会幹事会等に出席します。また、公正取引協議会北海道・東北地方ブロック連絡協議会に参加し情報の収集、研鑽に努めます。